

2021年3月19日 全9頁

ESG 投資において今後注目すべき生物多様性

2021年は生物多様性の転換年になる可能性

金融調査部 主任研究員 太田珠美
経済調査部 研究員 和田恵

[要約]

- 世界経済フォーラムによると、世界全体の GDP の半分以上（約 44 兆ドル）の経済的価値の創出が、自然資本に依存している。自然資本を形成する上で柱となるのが生物多様性であり、生物多様性の喪失は気候変動と同様、近年深刻化する環境問題の 1 つである。
- 生物多様性を保全するために国内外で様々な取り組みが加速している。注目すべき動きとして、2021 年中に開催予定の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）が挙げられる。2030 年に向けた国際目標が採択される見込みだ。また、2021 年は金融機関や企業に自然資本に関する事業機会とリスクの開示を求める、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が正式に発足する予定である。
- EU はサステナブルファイナンス行動計画の下、生物多様性に関するタクソノミー（環境的に持続可能な事業であるかの分類法）を策定予定である。国連責任投資原則も、2020 年に投資家に生物多様性を投資判断に組み込むことを促すディスカッションペーパーを公表済である。今後、ESG 投資の投資判断に生物多様性を組み込む動きが急速に進む可能性がある。

1. 経済活動を支える自然資本と生物多様性

(1) 高まる生物多様性喪失のリスク

自然環境は社会経済を支える重要な資本として認識され始めており、森林、土壌、水などの天然資源は「自然資本」と呼ばれる。世界経済フォーラムによると、世界全体で約 44 兆ドルの経済的価値の創出（GDP の半分以上）が、自然資本に依存している¹。特に森林などの自然から原材料を採取し、また土壌や水などの利用が不可欠な、建設業、農業、食品・飲料製造業などが大きく自然資本に依存している。世界経済フォーラムはさらに、生産的で再生可能な農業、自然に配慮した建築設計、サーキュラーかつ効率的なエネルギーモデルなど 15 分野の経

¹ World Economic Forum(2020) “New Nature Economy Series Nature Risk Rising: Why the Crisis Engulfing Nature Matters for Business and the Economy”

済社会システムを変革することで年間最大 10.1 兆ドルのビジネス価値を生み出し、2030 年までに累計 3 億 9,500 万人の雇用を創出すると試算している²。

自然資本を形成する上で柱となるのが生物多様性である。生物多様性とは文字通り、動物や植物などの生物が多種多様に存在することを指す。3つのレベルがあり、1つ目がサンゴ礁や森林など多様な自然環境が存在することを指す「生態系の多様性」、2つ目が地球上に多種多様な生物が存在することを指す「種（種間）の多様性」、最後に同じ種でも形態や模様など遺伝子による違いが存在する「遺伝子の多様性」である。これら3つの生物多様性により、人類は生存の基盤である「4つのサービス」を受けている。まず、食料や木材等の財を提供される「供給サービス」、次に森林による水質浄化やミツバチによる花粉の媒介などの「調整サービス」、3つ目に光合成による酸素の生成など人類が生きる基盤をつくる「基盤サービス」、最後に自然の中のレクリエーションや教育効果などの「文化的サービス」である。

生物多様性は人類の快適な暮らしに欠かすことができないが、現在の社会は生物多様性の大きな喪失のリスクに直面している。世界経済フォーラムによる「グローバルリスク報告書 2021 年版」によると、生物多様性の喪失は「発生の可能性が高いグローバルリスク」「影響が大きいグローバルリスク」でいずれも上位 5 位以内に入る。生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）は、経済社会活動の影響により地球全体でかつてない規模で生物が絶滅の危機に瀕していると指摘する³。この要因には陸域・海域の利用の変化、汚染といった直接的な要因のほかに、この 50 年間におけるグローバル・サプライチェーン拡大による生産地と消費地の距離拡大といった生産・消費様式の変化や、人口動態など社会的な要因が間接的に影響を及ぼしているという。

日本においても生物多様性の保全は大きな課題である。ベルテルスマン財団および持続可能なソリューションネットワークの調査による、生物多様性に関連する SDGs 目標（14、15）の日本の進捗評価を見ると⁴、海洋の健康指数（汚染されていないか）やレッドリスト指数（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）などで大きな課題が残るとされた。環境省が作成するレッドリストには、2017 年以降は毎年新たな種が追加されている。

（2）COP15 ではポスト 2020 目標が採択予定、ビジネスに係る目標が増加

生物多様性を保全するために国内外で様々な取り組みが加速している。2021 年の大きな動きとしては、中国の昆明市で開催予定の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）が挙げられる。ポスト 2020 生物多様性枠組において、2030 年までの生物多様性に関する国際目標（ポスト 2020 目標）の採択が予定されている（図表 1）。2010 年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成期限が 2020 年であったため、その後継

² World Economic Forum(2020) “New Nature Economy Report II The Future Of Nature And Business”

³ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(2019)「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」(環境省・地球環境戦略研究機構による翻訳)

⁴ ベルテルスマン財団・持続可能なソリューションネットワーク(2020) “Sustainable Development Report 2020”

目標が示されることになる⁵。愛知目標は 20 個全ての目標が完全達成に至らなかった。

ポスト 2020 目標ではビジネスに係る目標が追加される見通しであるため、企業にとっても生物多様性への考慮が今以上に求められそうだ。愛知目標ではビジネスに係る目標が、持続可能な生産と消費に関する目標と、遺伝資源に関する目標の 2 つであったのに対し、ポスト 2020 目標では 5 つに増える。企業に求める行動もより具体化され、目標 13 では生物多様性に関する情報を環境評価に組み込むことを求め、目標 14 ではサプライチェーンを通じた生物多様性への負の影響の半減など具体的な数値目標が定められる見込みだ。ポスト 2020 目標が採択されることを見据え、日本でも次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が開始されている。

図表 1：愛知目標とポスト 2020 目標の比較

ポスト2020目標 (2021～30年)		愛知目標 (2010～20年)	
(a) 生物多様性への脅威を減らす		戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処	
1	陸域・海域の計画、再生	1	生物多様性の価値と行動の認識
2	陸域・海域を中心に特に生物多様性にとって重要なエリアを少なくとも30%保護、保全	2	生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
3	種の回復・保全、野生生物との軋轢減少	3	有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
4	種の採取・取引・利用を持続可能に	4	持続可能な生産・消費計画の実施
5	侵略的外来種の制御・根絶	戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の推進	
6	富栄養化・殺生物剤・プラ廃棄物削減を含む、汚染を有害ではない水準へ	5	森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
7	自然を基盤とした解決策 (NbS) による気候変動対策や防災・減災への貢献	6	水産資源の持続的な漁獲
(b) 持続可能な利用と利益配分を通じて人々の要請に応える		7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理
8	種の持続可能な管理による栄養・食料安全保障・生計・健康・福祉の確保	8	汚染を有害ではない水準へ
9	農業などのレジリエンスと持続可能性を支える	9	侵略的外来種の制御・根絶
10	自然を基盤とした解決策 (NbS) により大気・災害・水の質と量の調節に貢献	10	脆弱な生態系への悪影響の最小化
11	緑地・親水空間へのアクセスの増加	戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善	
12	遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分	11	陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全
(c) 実施のためのツールと解決策及び主流化		12	絶滅危惧種の絶滅を防止
13	生物多様性の価値を主流化し、環境影響の評価に組み込む	13	作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化
14	生産活動とサプライチェーンにおける生物多様性への負の影響を半減	戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化	
15	持続不可能な消費様式を終焉	14	自然の恵みの提供・回復・保全
16	バイオテクノロジーによる生物多様性及び人の健康に対する潜在的な悪影響を防止	15	劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
17	有害な補助金などの奨励措置の廃止・改革	16	遺伝資源に関する名古屋議定書の施行・運用
18	国内・国際資金増加、能力構築、技術移転、科学協力	戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化	
19	啓発・教育・研究により、伝統的知識を含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保	17	国家戦略の策定・実施
20	先住民などの意思決定への衡平な参加	18	伝統的知識の尊重・統合
		19	関連知識・科学技術の向上
		20	資金を顕著に増加

(注) 赤字はビジネスに係る目標。

(出所) Convention on Biological Diversity、環境省資料より大和総研作成

⁵ 生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) は愛知目標の達成期限であった 2020 年に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により 2021 年に延期されている。

2. 金融における生物多様性のリスク評価、投資プロセスへの組み込み

(1) 金融機関・投資家の投融資における生物多様性への配慮の現状

金融機関や投資家の投融資における生物多様性への配慮は、これまでも行われてきた。例えば2003年に採択された赤道原則（エクエーター原則）は、金融機関がプロジェクト向け投融資を実施する際に、自然環境や地域社会に与える影響に十分配慮して実施することを求めるものであり、日本国内でも複数の金融機関が採択している。赤道原則の採択に加え、ラムサール条約⁶指定湿地への負の影響を与える投融資や、ワシントン条約⁷に違反する事業への投融資などは実施しないこと、パームオイルや木材・紙パルプ事業に関連する投融資において、生物多様性に配慮することを投融資方針として掲げるケースもみられる。また、近年拡大するESG投資においては、ポートフォリオ全体のリスク・リターンに影響を与える要素として生物多様性を捉えている。企業の事業活動が生物多様性にどのような影響を与えるか、金融機関や投資家はそれを投融資判断にどのように考慮するか、これまで様々な検討が行われている（図表2）。

図表2 生物多様性に関する主なイニシアティブ

組織名	設立	メンバー	組織の目的
Natural Capital Declaration	2012年	UNEP FI、グローバル・キャノピー、世界各国の金融機関（2021年3月16日時点で40機関）	金融機関が自然資本の重要性を考慮し、ビジネスモデルを変えることを目指す。
Natural Capital Finance Alliance(Natural Capital Declarationを支援するために結成された組織)	2012年	UNEP FI、グローバル・キャノピー、IFC、UN-REDD Programme、世界各国の金融機関（2021年3月16日時点で60機関）	金融機関が自然資本の影響などを管理・評価するツールや手法などを開発する。
Capital Coalition（旧：TEEB for Business Coalition）	2012年	WBCSD、ICAEW、UNEP、IFC、世界銀行グループ、WWF、CI、GRI、世界各国の金融機関・事業会社など（2021年3月16日時点で380機関）	ビジネスが自然資本に与える影響を測定・評価する。
The EU Business @ Biodiversity Platform	2016年	欧州委員会が設置、EU域内の金融機関・事業会社など（2021年3月16日時点で450機関）	金融機関や事業会社が生物多様性の価値を測定しビジネスに組み入れることを促進する。
Partnership for Biodiversity Accounting Financials	2019年	オランダの金融機関（2021年3月16日時点で6機関）	投融資に関連する生物多様性のインパクト評価と開示の在り方を検討。
Finance for Biodiversity Pledge	2020年	The EU Business @ Biodiversity Platformに参加する金融機関（2021年3月16日時点で37機関）	2024年までに投融資が生物多様性に与える影響について評価し、投融資先とのエンゲージメント、情報開示、目標設定などを旨とする。

（注1）UNEP:国連環境計画、UNDP:国連開発計画、UNEP FI:国連環境計画・金融イニシアティブ、WWF:世界自然保護基金、IFC:国際金融公社、WBCSD:持続可能な開発のための世界経済人会議、ICAEW:イングランド・ウェールズ勅許会計士協会、CI:Conservation International（気候変動と生物多様性などに関わる政策提言を行う国際NGO）、GRI:Global Reporting Initiative、UN-REDD Programme（UNDP、UNEP、国連食糧農業機関が共同で実施している「途上国における森林減少・劣化による二酸化炭素排出の削減に関する取り組み」）。

（注2）Natural Capital Finance Allianceの機関数にはNatural Capital Declarationの署名機関数を含む。

（注3）Capital CoalitionはNature Capital CoalitionとSocial & Human Capital Coalitionが2020年に統合してきた組織であり、自然資本に加え人的資本と社会資本もカバーしている。

（出所）各種資料より大和総研作成

⁶ 正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。

⁷ 正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」。

加えて、企業や金融機関、投資家が自らの事業活動や投融資活動が生物多様性に与える影響、生物多様性の喪失が自社の企業価値に与える影響について測定・評価する手法やツールの開発も複数行われている（図表3）。

図表3 生物多様性の影響測定方法・ツールの例

名称	作成者	内容	利用企業例
Biodiversity Footprint Financial Institutions	ASN Bank、CREM、PRé Sustainability (いずれもオランダ)	金融機関が投融資する経済活動の全体的な生物多様性フットプリントの計算方法を提供。	ASN Bank、Volksbank (独)、他
Biodiversity Indicators For Site-Based Impacts	UNEP-WCMC、CI、Fauna & Flora International	事業活動の拠点ごとに生物多様性に与える影響を測定するための指標のメソッドロジーを提供。	Anglo American (英)、BHP (豪)、Chevron (米)、ENI (伊)、Equinor (ノルウェー)、Newmont (米)、Total (仏)
Global Biodiversity Score	CDC Biodiversité(仏)	生物多様性フットプリントを理解するため、実際に観察された生物多様性と手つかずであった場合の生物多様性の比率を算出する方法を提供。	BNP Paribas Asset Managemet、Mirova、EDF、GRTgaz、L'Oréal (いずれも仏)、Solvay (ベルギー)、他
LIFE Key	LIFE Institute (ブラジル)	企業活動が生物多様性に与えるインパクトの定量的な情報の把握や、生物多様性の保全活動を効果的に行うためのソフトウェアを提供。	ABN AMRO Bank(オランダ)、Boticário(ブラジル)、Itaipu Binacional(ブラジル・パラグアイ)、他

(注1) 生物多様性フットプリントとは、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して生物多様性に与える負荷のこと。

(注2) CI: Conservation International (気候変動と生物多様性などに関わる政策提言を行う国際 NGO)、UNEP-WCMC: 国際連合環境計画世界自然保全モニタリングセンター、Fauna & Flora International: 生物多様性の保全に取り組む国際 NGO。

(出所) The EU Business @ Biodiversity Platform “ASSESSMENT OF BIODIVERSITY MEASUREMENT APPROACHES FOR BUSINESSES AND FINANCIAL INSTITUTIONS UPDATE REPORT 3” (1 Mar 2021) より大和総研作成

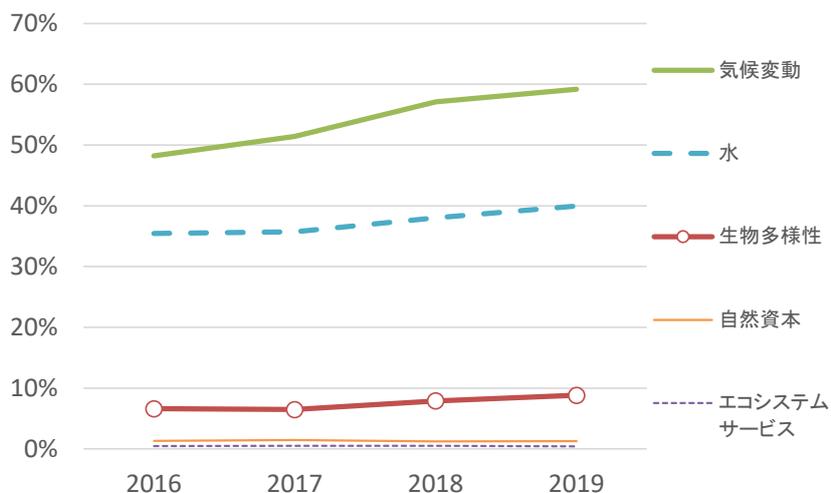
(2) 投融資に生物多様性を組み込むことへの課題

①投資家は生物多様性をリスクとして認識するもポートフォリオに十分反映できていない

ただし、現状ではこうした様々な取り組みが投資家の投資判断をサポートできている状況ではないようだ。CREDIT SUISSE と Responsible Investor Research が 2021 年に公表した “Unearthing investor action on biodiversity” によれば、生物多様性の喪失について大変懸念していると回答した投資家は 84%、生物多様性をポートフォリオに考慮していると回答した投資家も 67%を占めたものの、91%の投資家は生物多様性に関する測定可能な指標がないと回答し、72%の投資家は投資が生物多様性に与えるインパクトを評価したことがないと回答している。ESG 投資に積極的に取り組んでいるであろう国連責任投資原則（以下、PRI）の署名機関においても、現状で年次報告⁸において生物多様性に言及しているのは1割程度にすぎない（図表4）。

⁸ UNPRI の署名機関は毎年活動状況を UNPRI に報告することが求められている。

図表4 PRI署名機関のうち年次報告で生物多様性等に言及している比率



(出所) PRI “INVESTOR ACTION ON BIODIVERSITY: DISCUSSION PAPER” (Sep 2020) および PRI ウェブサイトより大和総研作成

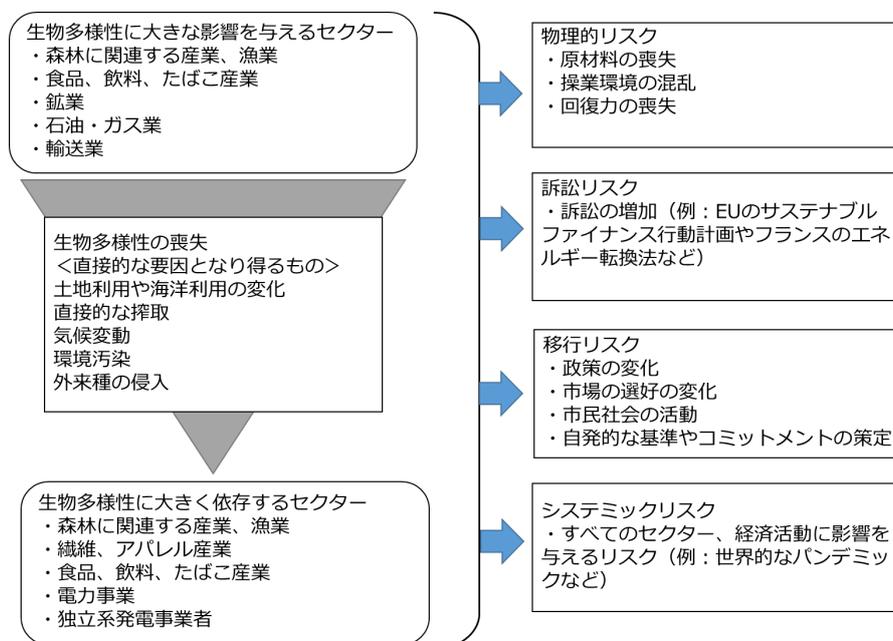
こうした状況を受け、PRIは2020年9月に“INVESTOR ACTION ON BIODIVERSITY:DISCUSSION PAPER”を公表した。この中でPRIは投資家に対し、以下の内容を推奨している。PRIの推奨を受け、今後投資家の中で生物多様性を考慮する動きが広がる可能性がある。

- ① 生物多様性の喪失を回避・削減し、生物多様性にポジティブな影響を与えるセクターやビジネスモデルに資本を割り当てるべきである。
- ② 生物多様性に対しネガティブな影響を減らし、ポジティブな影響を高めるよう、投資先企業にエンゲージメントを行うべきである。
- ③ 生物多様性の喪失を促進するような活動を行いにくくするインセンティブ付け（補助金を含む）について、政策立案者の関与を促すべきである。
- ④ 生物多様性の重要性を確実に認識できるようにするための内部能力を構築するべきである。
- ⑤ 投資が生物多様性にどのような形で影響を与えるか理解するため、新しいツールをテストしたり、測定方法について検討するべきである。
- ⑥ 意味のある・一貫性のあるデータが投資家に提供されるよう、事業会社やデータプロバイダーとエンゲージメントするべきである。
- ⑦ グリーンファンドやグリーンボンドなど既存の認証スキーム・基準に生物多様性を統合するようエンゲージメントするべきである。
- ⑧ 自然関連の財務情報開示が強化されるよう、利害関係者と連携するべきである。

②生物多様性を投資判断に組み込むプロセス

PRI は前掲の報告書で、国連環境計画（UNEP）や UNEP FI、世界経済フォーラムや世界自然保護基金（WWF）など様々な機関が公表しているデータをもとに、生物多様性に影響を与えるセクター、影響を与える要因、影響を受けるセクターを整理している（図表 4）。

図表 4 投資家が考慮すべき生物多様性の喪失によるリスク



（出所）PRI “INVESTOR ACTION ON BIODIVERSITY:DISCUSSION PAPER”（2020年9月）より大和総研作成

生物多様性を投融資判断に組み込むプロセスを、先んじて投資プロセスへの組み込みが進む気候変動に倣えば、①生物多様性が企業のビジネスに影響を与える経路を理解する、②生物多様性に影響を与える業種・生物多様性の喪失によって影響を受ける業種を特定する、③物理的リスク（生物多様性喪失による直接的な影響）、移行リスク（生物多様性の喪失を抑えようとする政策や市場の選好の変化などにより受ける影響）等のリスクを洗い出す、④生物多様性のビジネス機会を洗い出す、⑤③と④で洗い出したリスクと機会を評価する指標を設定し評価する、⑥ポートフォリオに反映させる、という流れになるだろう。これらを実施するためには投融資先企業の情報開示が前提になることから、PRI が求めるように、投融資先企業に対してエンゲージメントを行い、情報開示を促していく必要がある。また、最終的には投資家が自らの投資を通じて生物多様性に与えるインパクトを評価することが期待される。

なお、発行体側の情報開示を促進するうごきとしては、2020年に国連開発計画（UNDP）と UNEP FI、WWF、英環境 NGO グローバル・キャノピーが自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の非公式作業部会を発足させている。これは TCFD（気候変動関連情報開示タスクフォース）の生物多様性版と言われ、同作業部会には、BNPパリバやスタンダード・チャータード銀行、アクサ、PRI、英国政府、フランス政府などが名を連ねる。TNFDは2021年中に正式に発足する予定であり、2年かけて報告内容やデータに関するフレームワークを作ることを目指すという。

3. 生物多様性は気候変動と同じ道を歩むか

世界的には気候変動への対応が急務であるという認識が広がり、各国で政策が講じられ、企業や金融機関における対応が進む。一方、生物多様性というテーマは気候変動に比べると、そこまでの機運の高まりはみられないのが現状だ。しかし、気候変動は生物多様性に影響を与える要因の1つであり、また生物多様性喪失の大きな要因である森林減少・劣化は、温室効果ガスの排出量を増加（森林が蓄えている炭素の放出や二酸化炭素吸収源の減少）させ、気候変動の要因にもなる。この2つは切り離して考えられない問題であり、気候変動への投資プロセスへの組み込みが進めば、必然的に生物多様性に関しても投資家の関心は高まっていくだろう。

なお、生物多様性を投融資判断に組み込もうとする動きは、気候変動と似たような経路を辿っている（図表5）。気候変動に関して振り返ると、COP25 でパリ協定が採択され、TCFD や SBTi（Science Based Targets イニシアティブ）が設立された2015年が大きな転換点となった。生物多様性においても、COP15 でポスト2020生物多様性枠組が採択され、TNFDの正式発足が予定される2021年は、大きな転換点となるかもしれない。

図表5 気候変動の投融資判断への組み込みを促進した主な動きと、対応する生物多様性の動き

気候変動に関する動向	気候変動に対応する生物多様性に関する動き
1972年 地球温暖化問題に関する初めての世界会議（国連人間環境会議）が開催	
1988年 IPCC設立	2010年 IPBS設立
1992年 環境と開発に関するリオ宣言（気候変動枠組条約および生物多様性条約採択）	
1997年 京都議定書採択（COP3）	2010年 名古屋議定書採択、愛知目標設定（COP10）
2015年 パリ協定（COP25） TCFD設立 SBTi設立	2021年 愛知目標の後継策定予定（COP15・昆明） 2020年 TNFDの非公式作業部会が発足 2019年 Science Based Targets Network (SBTN)設立、SBTs for Natureの設定手法を検討中
2017年 TCFDが最終報告書を公表	
2020年 PRIの署名機関による年次報告に気候変動に関する内容が追加される	

（注1）COPは気候変動に関しては気候変動枠組条約締約国会議、生物多様性に関しては生物多様性条約締約国会議であり、その後の数値は会合が第何回目であることを示している。

（注2）IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change（国連気候変動に関する政府間パネル）、IPBS：Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）、TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）、SBTi：企業に対し科学的根拠に基づく温室効果ガス排出量削減目標を立てることを求めるイニシアティブ（Science Based Targets initiative）。

（出所）各種資料より大和総研作成

ただし、生物多様性の評価指標の設定は、気候変動に比べ複雑な作業を要するだろう。気候変動は、地域によって受ける影響は異なるものの、グローバルな事象であり、将来的な影響を緩和するためには温室効果ガスの排出量の削減が必要であるという共通の目標を設定することができる。しかし、生物多様性ではこうした業種・企業の垣根を越える共通目標の設定が困難だ。例えば土地利用の変化（森林伐採など）という指標は定量的に測定しやすいが、生息する動植物は

地域によって異なり、企業の拠点により対応すべき内容は変わる。

EU はサステナブルファイナンス行動計画の下、今後生物多様性に関するタクソミーを策定予定だ。タクソミーは環境的に持続可能な（グリーンな）事業を分類するものであり、運用商品がグリーンであるか、金融機関や投資家の投融資ポートフォリオがグリーンであるか、等々の判断基準に活用されることが想定されている。気候変動緩和と気候変動適応については既にタクソミーが公表されており、2022 年 1 月から適用開始予定である。生物多様性についてはまだ詳細不明であるが、2023 年 1 月から適用できるよう、検討を進める予定となっている。タクソミーは、EU 域内に適用されるものであり、域内投資家の投資判断に大きく影響することが予想される。経済も金融もグローバル化していることから、この動きは EU 域内だけでなく、世界全体の資金の流れに波及し、投融資先となる企業側にも影響する可能性があることから、日本も無関心ではいられない。その動向に注視していく必要があるだろう。